

福島県水環境保全基本計画（骨子案）に係る意見とその対応について

資料1-4

10月5日開催の環境審議会での意見

ページ数	委員名	内容	対応
4	和田委員	○基本方針について表現が固い。何とか柔らかい表現にできないものか。	○表現を見直し、以下のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・清らかで安全な水質を保つ ・自然の循環を守り、豊かな水量を保つ ・多様な生物を育む、人々がふれあう水辺地を守る ・水を大切に想う心を育て、水環境を守る活動を広げる ・水環境を守る調査研究を進める
5	長林部会長	○土地・水調整課で作成している「うつくしま水と共生プラン」「うつくしま水プラン」の中で水文化について十分に書かれているから「水環境保全基本計画」の中から除いたのか。	○基本方針（4）「水を大切に想う心を育て、水環境を守る活動を広げる」及び施策4「水を大切に想う心を育て、水環境を守る活動の推進」の中で水文化についての施策を推進する。
	福島委員	○川がコンクリートで固められたり、堰を作ったりして親水できない環境になっていた時もあったが福島県の小川はどういった風に人の生活と結びついていくのか。川と人との繋がりが、H8の計画には基本方針の中に入っていたが、改定計画に入っていないのは何故か。	
6	堀金委員	○県民が見る点は数値の目標である。	○改定案では、水質保全目標として数値目標を定めた他に、施策毎に「施策の数値目標」を定めた。

福島県水環境保全基本計画（骨子案）に係る意見とその対応について

ページ数	委員名	内容	対応
18	中井委員	<p>○閉鎖性水域のCODの達成率の低さについて、特定の湖沼が影響しているのか、それとも全体として達成率が下がっているのか。</p> <p>○自然系の汚濁の場合、水質を改善する手段はあるのか。なければ目標値を設定する際に慎重に設定すべき。</p> <p>○湖沼の部分について、もう少し明確な対策などの記述をして欲しい。</p>	<p>○全体として達成率が下がっている。 具体的に、H21に環境基準を超えていたのは、尾瀬沼、秋元湖、雄国沼、東山ダム、千五沢ダムである。 原因としては千五沢ダムは生活系汚濁・自然系の両方の原因がある。他の湖沼は全て自然系の汚濁である。</p>
長林部会長	<p>○「県と大学、市町村が一体となって原因究明して、それに対する対応策をこの4年間で考える」と言う記述をすることはできないか。</p>	<p>○基本方針（5）「水環境を守る調査研究を進める」の中では、「水環境保全への適切な取り組みを進めるため長期的かつ多角的な調査や研究を行い、その成果を県民に分かりやすい形で情報提供するとともに、県と大学、市町村が一体となって問題の原因究明に努め、早期に解決するための対応策を検討し実施していく。」と定義し、施策の内容（P39）の中では「閉鎖性水域の水質向上に関する調査研究を推進していく。」として施策を推進する。</p> <p>○施策1「清らかで安全な水質の保全」の②「生活排水対策の推進」エ「高度処理施設の整備の推進」の中で、窒素やりんなどを除去するための小戸処理型浄化槽などの整備、維持管理の施策を定め、同施策⑥「河川、湖沼、海域の浄化対策の推進」のア「自然浄化機能の活用」の中で、面源負荷の低減対策の施策を定める。</p>	

福島県水環境保全基本計画（骨子案）に係る意見とその対応について

ページ数	委員名	内容	対応
20	佐藤（俊）委員	<p>○地下水の環境基準超過数の推移について、H11とH12では調査地点数が減っているが基準超過数が増えているのは何故か。</p>	<p>○概況調査とは県内全域を概ね10kmメッシュに区分して山間部を除き各メッシュから原則として1箇所の井戸を選定し、ローリング方式により5年程度で全メッシュを調査しているローリング調査と、有害物質を使用又は製造している工場・事業場等、汚染の可能性が高い、または汚染予防の必要性が高い井戸を選定し調査する定点方式の2つの調査のことを指す。</p> <p>○概況調査では、年度によって地点数も場所も違うため、調査地点数の増減と基準超過地点数に関連性はない。</p>
長林部会長		<p>○硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の他に項目の追加や地下水の汚染状況など変わっているところはあるのか。</p>	<p>○項目の追加はH11から硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素が追加となっている。</p> <p>○汚染状況は、有機塩素化合物と硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の汚染が確認されており、この傾向は調査を開始してから変化していない。</p>
		<p>○硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による汚染の最近の傾向は。</p>	<p>○汚染状況についてH21の結果では、新たに調査を実施した31地点中2地点で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の基準超過があった。</p>

福島県水環境保全基本計画（骨子案）に係る意見とその対応について

ページ数	委員名	内容	対応
32	高荒委員	<p>○内陸に対しては手厚いが、海に関する記述が少ない。海に関する記述を入れて欲しい。</p> <p>○市民の目線が欠けているのでは。具体的にどのような市民の意見を高めていくのか。</p> <p>○数値ばかりを追う計画ではなく、生物の多様性などの面でも具体的な対応がされるとよい。</p>	<p>○施策体系3「多様な生物を育む、人々がふれあう水辺地を守る」の中で海に関する施策を増やしていく。</p> <p>○水に関する講習会等で県民の意見を伺う予定でいる。12月にはパブリックコメントも実施する予定でいる。</p> <p>○生物多様性については、施策体系3「多様な生物を育む、人々がふれあう水辺地を守る」の中で施策を盛り込み、事業を実施していく。</p>
43	堀金委員	<p>○30年後を見通した最初の4年ということであるが、県民の意識をどうするか、具体的に事業者・市町村向けの対応をどうするのが見えてこない。</p>	<p>○市町村、県民との連携については、素案第5章計画の推進に向けてで定める。</p>
全体	佐藤（幹）委員	<p>○水は世界的な流れで影響を受けている。もっとマクロの視点で計画を立てるべきでは。</p>	<p>○県の基本計画であるため、県民一丸となって水環境を保全するために各々ができることを定めていきたい。</p>